

5 在宅福祉サービス

(㊦マークの記載されているものは、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、介護保険のサービスが優先することとなります。)

(1) 日常生活の支援等

訪問系サービス等

【内容・対象者】 (身身体障害、知知的障害、精精神障害、児障害のある児童、難難病等)

・居宅介護 ㊦ 身 知 精 児 難 (児童を除き区分1以上)

自宅において、食事・排せつ・入浴等の介護、調理・洗濯・掃除等の援助を行います。また、買物の援助、通院の介助、公的手続や障害福祉サービスの利用に係る相談のための官公署や相談支援事業所を訪れる際の介助を行います。

・重度訪問介護 ㊦ 身 知 精 難 (区分4以上、区分以外の対象者要件あり)

重度の肢体不自由又は知的障害や精神障害により行動に著しい困難があるため、常に介護が必要な方に、居宅介護・見守りの支援・外出時の移動の介護等を総合的にを行います。

・行動援護 知 精 児 難 (児童を除き区分3以上、区分以外の対象者要件あり)

知的障害や精神障害のため、行動に著しい困難がある方に、外出時の移動の介護・危険回避のための援護等を行います。

・同行援護 身 児 難 (区分認定不要、ただし区分以外の対象者要件あり)

重度の視覚障害のため、移動に著しい困難がある方に、外出時の移動の介護及び外出先においての必要な情報の提供(代筆・代読等)の支援を行います。

・重度障害者等包括支援 身 知 精 児 難 (区分6、区分以外の対象者要件あり)

介護が必要な程度の高い方に、障害福祉サービスのうち、訪問系サービスや通所施設のサービス等を包括的にを行います。

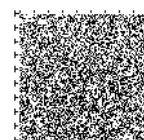
【問合せ先】

区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課 (P98～101参照)

移動支援・ほほえみネット

【対象者】

全身性障害・知的障害・精神障害のある方及び難病患者等(一定の要件があります。)



【内 容】

(移動支援)

社会参加や余暇活動等の外出の際に、円滑に外出できるように、ガイドヘルパーが移動を支援します。

(ほほえみネット)

ひとり親家庭や保護者の就労・疾病等により、昼間留守家庭となる障害のある児童の放課後の見守りや通学時の送迎を行います。(一定の要件があります。)

【問合せ先】

区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課 (P98～101参照)

訪問入浴サービス ㊦

【対 象 者】

重度身体障害のある方及び難病患者等 (一定の要件があります。)

【内 容】

自宅や施設の浴槽では入浴が困難な方を対象に、浴槽を搭載した入浴車で家庭を訪問し、入浴サービスを行います。

【問合せ先】

区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課 (P98～101参照)

重度障害者入院時支援員派遣事業

【対 象 者】

重度障害があり、障害特性により、医療スタッフとの間でコミュニケーション支援等が必要な方 (一定の要件があります。)

【内 容】

入院時、本人の障害特性を理解している支援員 (ヘルパー等) が、本人と医療スタッフとの間でコミュニケーション支援や、介護方法の伝達等を行います。

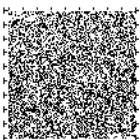
【問合せ先】

区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課 (P98～101参照)

障害者等緊急時介護人派遣事業

【内 容】

介護者が急に介護できなくなった場合等に、介護給付費等の利用手続きができるまでに必要な在宅介護を行います。



※これまで「京都市重度障害者緊急時介護人派遣事業」を実施していましたが、対象者を障害支援区分6及び重度訪問介護対象者に限定していたため、支援区分の要件を撤廃し（その他一定要件あり）、「京都市障害者等緊急時介護人派遣事業」として実施します。

【問合せ先】

区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課（P98～101 参照）

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

【対象者】

聴覚障害のある方、視覚と聴覚の重複障害の方

【内容】

公的な会合、公的機関及び医療機関等に出かけるとき、その他日常生活上必要な場合等に派遣します。

【問合せ先】

京都市聴覚言語障害センター TEL 841-8337 FAX 841-8312

手話通訳者の配置

【内容】

区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課、京都市聴覚言語障害センター、京都市立病院に手話通訳者を配置しています。（配置日は、各機関にお問い合わせください。）

【問合せ先】

- ・区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課（P98～101参照）
- ・京都市聴覚言語障害センター TEL 841-8337 FAX 841-8312
- ・地方独立行政法人京都市立病院機構 京都市立病院 TEL 311-5311 FAX 321-6025

視覚障害者生活指導員派遣等事業

【対象者】

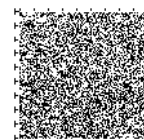
市内に居住する視覚障害者で、身体障害者手帳の交付を受けた者又はそれと同等と医師が判断した方

【内容】

視覚障害者生活指導員が面談、電話その他の方法により相談・指導を行います。

【問合せ先】

（公社）京都府視覚障害者協会 TEL 462-2414 FAX 462-4402



視覚障害者入院時意思疎通支援事業

【対象者】

単身で視覚障害のある方又はそれに準ずると市長が認めた方

【内容】

視覚障害のある方の入院時に十分な意思疎通が困難な場合、代筆、代読、音声訳により意思疎通を支援する者を派遣します。

【問合せ先】

京視協ガイドヘルプステーション TEL 463-5569 FAX 463-5509

(2) 施設等利用

短期入所 ㊦

【内容】

介護をしている方が、病気等で一時的に介護ができないときに、施設に短期間入所していただき、日常生活の支援を行います。

【問合せ先】

- ・(身体障害及び知的障害のある 18 歳未満)
発達相談所・第二児童福祉センター発達相談部門 (P75 参照)
- ・(精神障害又は難病のある児童のうち、身体障害者手帳及び療育手帳を有さない 18 歳未満の方)
区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課 (P98～101 参照)
- ・(18 歳以上及び精神障害のある方)
区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課 (P98～101 参照)

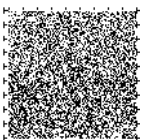
日中一時支援

【内容】

心身に障害のある児童及び知的障害のある方が、保護者の病気等のため一時的に介護ができないときに、施設を日帰りで利用できます。

【問合せ先】

- ・(18 歳未満) 発達相談所・第二児童福祉センター発達相談部門 (P75 参照)
- ・(18 歳以上及び精神障害のある方) 区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課 (P96～99参照)



通所サービス

【内 容】

通所することにより、就労に必要な訓練を行う就労移行支援、入浴や食事の提供等を行う生活介護等、様々な日中活動支援を利用することができます。

【問合せ先】

区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課（P98～101参照）

障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）

【内 容】

心身に障害のある児童が通所し、療育及び相談等を行います。

【問合せ先】

発達相談所・第二児童福祉センター発達相談部門（P75 参照）

重度身体障害者入浴サービス

【内 容】

ひとりでの入浴が困難又は家庭での入浴が困難な 18 歳～65 歳の重度身体障害のある方を対象に、施設において、入浴のサービスを提供します。

【問合せ先】

- ・京都市洛南身体障害者福祉会館 TEL 691-2468 FAX 691-9226
- ・京都市山科身体障害者福祉会館 TEL 591-8821 FAX 591-8831
- ・愛隣デイサービス TEL 621-3849 FAX 621-1579

一人暮らし体験等事業

【内 容】

親元からの独立や入所施設（医療機関の入院を含む。）からの退所・退院に当たり、地域で自立した生活を目指す障害者等を支援するため、南部圏域に一時的な居室（1 室）確保し、一人暮らし体験プログラムに基づき、一人暮らしに向けた体験的宿泊等を提供します。

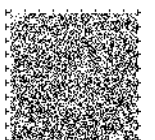
【体験の実施場所】

伏見区向島二の丸町 296-5

【問合せ先】

（福）世光福祉会（障がい児・者相談支援センター「いまじん」内）TEL 585-3217

※障害福祉サービス等を利用している方は、支援者を通じて上記の問合せ先へお電話ください。



一人暮らし体験等事業の利用に係る介護人派遣事業

【内 容】

上記の体験の場において、居宅介護相当の支援を必要とすることも想定されますが、障害福祉サービスの「居宅介護」は居宅外での利用が不可とされているため、一人暮らし体験プログラムの作成のうえ、居宅介護に相当する支援を提供します。

【問合せ先】

区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課（P98～101 参照）

共同生活援助における日帰り体験事業

【内 容】

将来、本市内の共同生活援助の利用を希望する方に対し、その共同生活援助事業所において入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活援助等、宿泊を伴わない短時間利用（日帰り利用）により、部分的な共同生活援助の体験機会を提供します。

【問合せ先】

障害保健福祉推進室 TEL 222-4161 FAX 251-2940

（利用の可否については、利用を希望する本市内の共同生活援助事業所）

（3）補装具費の支給（購入、借受け、修理）

【内 容】

身体障害者（児）、難病患者等の障害のある部分を補って、日常生活を容易にするために補装具費の支給を行っています。（所得制限・費用一部自己負担あり）

補装具には、耐用年数が定められており、その間は原則として再支給されず、修理をして使うことになります。（修理費の一部自己負担あり）

ただし、労働者災害補償保険法等他の制度で補装具費が支給される場合はそちらが優先されます。

（視覚障害）視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡

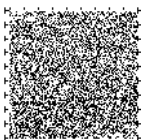
（聴覚障害）補聴器、人工内耳（修理に限る）

（肢体不自由）義手、義足、装具、座位保持装置、車椅子㊦、電動車椅子㊦、歩行器㊦、歩行補助つえ㊦、重度障害者用意思伝達装置

（児童のみ）座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

※借受けの対象種目は以下のとおりです。

- ・歩行器
- ・座位保持椅子（児童に限る）
- ・重度障害者用意思伝達装置（本体のみ）



- ・義手、義足、装具、座位保持装置の完成用部品（再度製作する際に再利用できない部品を除く。）

【問合せ・申請先】

区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課（P98～101参照）

（４）日常生活用具の給付

【内 容】

重度の障害のある方が日常生活を営むうえでの不便を解消し、自立して生活を営むことを容易にするため日常生活用具の給付をしています。（所得制限・費用一部自己負担あり）

日常生活用具には、耐用年数が定められており、その間は原則として再給付されません。（修理費自己負担）

【問合せ・申請先】

区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課（P98～101参照）



【給付品目】

- *1 ㊦マークの記載されているものは、介護保険制度が優先となります。
- *2 ㊧マークの記載されているものは、難病患者等の方も対象となります。
- *3 ㊨マークの記載されているものは、施設入所の方も対象となります。

障害区分	品目	給付要件	
		対象等級	対象となる障害（者）又は状況
肢体障害	特殊寝台 ㊦ ㊧	1・2級	下肢機能障害 又は 体幹機能障害 （※1 自分の力で寝返りができず、じょくそうを発症している又はそのおそれがある方） （※2 歩行支援用具、T字状・棒状のつえ、頭部保護帽は平衡機能障害も対象）
	特殊マット ㊦ ㊧	1級(18歳以上) 1・2級(18歳未満)	
	じょくそう防止マット※1 ㊦ ㊧	1級(18歳以上) 1・2級(18歳未満)	
	特殊尿器 ㊦ ㊧	1級	
	入浴担架	1・2級	
	体位変換器 ㊦ ㊧	1・2級	
	移動用リフト（工事を伴わないもの） ㊦ ㊧	1・2級	
	便器 ㊦ ㊧	1・2級	
	訓練いす	1・2級(18歳未満)	
	訓練用ベッド ㊧	1・2級(18歳未満)	
	入浴補助用具 ㊦ ㊧	1～3級	
	歩行支援用具（※2） ㊦ ㊧	1～3級	
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費） ㊦ ㊧	1～3級	
	T字状・棒状のつえ（※2） ㊧ ㊨	—	
	頭部保護帽（※2） ㊨	—	
視覚障害	特殊便器（例 ウォッシュレット）一部 ㊦ ㊧	1・2級	上肢機能障害
	情報・通信支援用具	1・2級	
	電磁調理器	1・2級	視覚障害のある方のみの世帯又はこれに準ずる世帯
	体温計	1・2級	
	体重計	1・2級	
	点字器 ㊨	—	視覚障害 （※3 点字タイプライターは、就学もしくは就労しているか、就労を見込まれる場合に限る。）
	歩行時間延長信号機用小型送信機	1・2級	
	点字タイプライター（※3）	1・2級	
	ポータブルレコーダー	1・2級	
	活字文書読上げ装置	1・2級	
	時計（触読式・音声式）	1・2級	
	点字図書	1・2級	
	拡大読書器	—	
	音声読書器	1・2級	視覚障害のある方のみの世帯又はこれに準ずる世帯
	点字ディスプレイ	1・2級	
	情報・通信支援用具	1・2級	視覚障害

障害区分	品目	給付要件	
		対象等級	対象となる障害（者）又は状況
聴覚障害	サウンドマスター	2 級	聴覚障害のある方のみの世帯 又はこれに準ずる世帯
	目覚時計	2 級	
	屋内信号灯	2 級	
	屋内信号装置	2 級	聴覚障害のある方のみの世帯 又はこれに準ずる世帯
	情報受信装置	—	聴覚障害
聴覚・音声機能・言語機能障害	通信装置（F A X 等）	2・3 級（18 歳以上）	聴覚障害又は音声機能若しくは言語機能障害のある方のみの世帯又はこれに準ずる世帯
		2・3 級（18 歳未満）	聴覚障害又は音声機能若しくは言語機能障害のある方
	携帯用会話補助装置 ㊦	1～3 級	音声機能若しくは言語機能障害 3 級以上又は音声機能若しくは言語機能障害 4 級かつ肢体障害 4 級以上
	人工喉頭 ㊧	—	音声機能又は言語機能障害で、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な方
その他の障害	T 字状・棒状のつえ ㊧	—	平衡機能障害
	頭部保護帽 ㊧	—	
	歩行支援用具 ㊦	3 級	
	透析液加温器	—	腎臓機能障害
	ネブライザー（吸入器） ㊦	1～3 級	呼吸器機能障害又はこれと同程度の身体障害で、必要と認められる方
	電気式たん吸引器 ㊦	1～3 級	
	火災警報器	1・2 級	火災発生の感知、避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
	自動消火器 ㊦	1・2 級	
	酸素ボンベ運搬車	—	医療保険における在宅酸素療法を行っている方
	動脈血中酸素飽和度測定 ㊦（パルスオキシメーター）	—	難病等により人工呼吸器の装着が必要な方
	ストーマ装具（消化器系） ㊧、 ストーマ装具（尿路系） ㊧、 紙おむつ ㊧	—	人工肛門のストーマ又は尿路変更のストーマを造設した方 紙おむつは、3 歳以上の方で、脳性まひのため、自力で座位をとることができず、かつ尿意又は便意の意思表示が困難かつ介助による定時排泄をすることができない方等
	収尿器 ㊧	—	カテーテル留置又は自己導尿の常時施行を必要とする方又は常時失禁状態にある方

障害区分	品目	給付要件	障害区分
知的障害	特殊マット	重度又は最重度	知的障害
	じょくそう防止マット		自分の力で寝返りができず、じょくそうを発症している又はそのおそれがある方
	頭部保護帽 ^⑤	重度又は最重度	知的障害
	電磁調理器	重度又は最重度 (18歳以上)	知的障害
	特殊便器	重度又は最重度	訓練を行っても自ら排便処理が困難な場合
	火災警報器	重度又は最重度	火災発生の感知、避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
	自動消火器	重度又は最重度	
精神障害	頭部保護帽 ^⑤	1 級	精神障害
	火災警報器		火災発生の感知、避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
	自動消火器		

点字ワープロ（パソコン）の共同利用

【対象者】

視覚障害のある方等

【問合せ・申込先】

- ・（福）京都ライトハウス TEL 462-4579 FAX 462-4434
- ・みぶ身体障害者福祉会館 TEL 822-0548 FAX 822-0455

（５）難聴児補聴器購入費助成事業

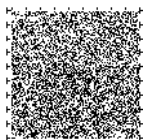
【対象者】

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の難聴児

【内 容】

補聴器1個当たり4万円を上限として購入費用を助成します。（両耳分が必要と認められる場合は2個まで助成）

※助成を受けて5年以内は、再度助成を受けることができません。



【問合せ・申込先】

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

TEL 746-7625 FAX 251-1133

区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課（P98～101参照）

（６）緊急通報システム

【対象者】

ひとり暮らしや障害のある方のみで構成する世帯等に属する重度の身体障害者（身体障害者手帳の１級又は２級）で、緊急事態に機敏に行動することが困難な方

【内容】

身体に重度の障害のある方が、家庭内で急病や火災等の緊急事態にあわれたとき、機器の押しボタンやペンダントのボタンを押すだけで自動的に京都市消防局消防指令センターに通報できる専用機器等を貸与します。

※機器の利用料あり（所得による免除あり）

※電話基本料・通話料は自己負担

【問合せ・申込先】

区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課（P98～101参照）

（７）緊急通報システムへ連動する住宅用火災警報器

【対象者】

緊急通報システムを利用されている方のうち、次のいずれかに該当する方

- ・要介護３、４又は５の認定を受けている方
- ・身体に重度の障害のある方（身体障害者手帳の１級又は２級）で、自力歩行が不能である方
- ・自力歩行が不可能であると認められる方その他消防署長等が連動住宅用火災警報器を設置する必要があると認める方

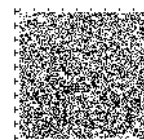
【内容】

火災が発生した際に、煙を感知して自動的に緊急通報システムを作動させ、京都市消防局消防指令センターへ通報できる、専用の住宅用火災警報器を貸与します。

※機器の利用料あり（所得による免除あり）

【問合せ・申込先】

各区の消防署（P102 参照）



(8) 消防ファクシミリの利用

【対 象 者】

- ・聴覚や音声・言語に障害のある方で自宅にファクシミリを設置されている方
- ・聴覚や音声・言語に障害のある方が入所、通学、勤務するファクシミリを設置している施設等

【内 容】

聴覚や音声・言語に障害のある方から京都市消防局消防指令センターへの緊急通報、管轄の消防署への防火・防災に関する相談・問合せ・要望等の受付及び火災予防等に関する情報の連絡をファクシミリで行っています。

なお、消防ファクシミリを利用される方は、事前に利用申込みが必要です。

【問合せ・申込先】

各区の消防署（P102 参照）

(9) N E T119

【対 象 者】

聴覚、言語機能等の障害のため、音声言語による意思疎通に支障がある方のうち、次に掲げる方で利用可能なスマートフォン等を使用されている方

- ・京都市内に居住している方
- ・通勤、通学、観光等で京都市内に滞在している方

（居住地を管轄する消防本部がN E T119 を運用していない場合のみ）

【内 容】

聴覚、言語機能等に障害のある方が、いつでも全国どこにいても当該地域を管轄する消防本部に、スマートフォン等のインターネット機能を利用して、緊急通報できるシステムです。

なお、N E T119 を利用される方は、利用申込みが必要です。

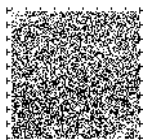
【利用可能なスマートフォン等について】

N E T119 に使用するスマートフォン等には、次に掲げる機能が必要です。

- ・インターネットに接続する機能
- ・G P S 機能
- ・電子メール機能

【問合せ・申込先】

W e b 申請／窓口申請（各区の消防署（P102 参照））





(10) ヘルプマーク、京都市版ヘルプカードの配布

【対象者】

心身の機能に障害のある方、難病の方、そのほか支援が必要な方など

【内容】

ヘルプマークは、援助や配慮を必要としていることが外見から分かりづらい方が身に着けることで、周囲から援助や配慮を得やすくなるよう作成されたマークです。

ヘルプカードは、障害のある方などが、その方の障害特性や医療情報、緊急時・災害時の対処方法や緊急連絡先などを記載して身に着け、必要な時に提示することで、周囲の人や救急隊などからその方に応じた支援を受けやすくするためのカードです。

【配布場所】

障害保健福祉推進室、市役所本庁舎・分庁舎の案内所、地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター、各区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課、京北出張所、各障害者地域生活支援センター

【問合せ先】

障害保健福祉推進室 TEL 222-4161 FAX 251-2940

(11) 地域における見守り活動促進事業

【対象者】

次に掲げる方のうち、個人情報を提供することに同意された在宅の方

①65歳以上の要介護1・2、要支援1・2の単身世帯等の方

②要介護3以上の方

③身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定の単身世帯等の方

④障害支援区分4以上の方

⑤本市のあんしんネット119（緊急通報システム）を設置されている方

⑥65歳以上の単身世帯の方

①及び③の「等」とは、①～⑤の方のみで構成される世帯です。

①～⑤の方については、本市から個人情報の提供に係る意思確認を行い、不同意の意思を示した方以外の方です。

⑥の方は、本市に個人情報提供同意書を提出することが必要です。



【内 容】

障害のある方や一人暮らしの高齢者等で、日常的な見守りを希望される方の住所、氏名、連絡先等の情報を記載した名簿を作成し、地域の関係機関（障害者地域生活支援センター、障害者福祉団体、民生児童委員、学区社会福祉協議会など）に貸し出すことにより、生活実態の把握や援助活動、情報の提供など、地域における見守り活動につなげていきます。

【問合せ先】

- ・ 保健福祉総務課 TEL 222-3366 FAX 222-3386
- ・ 障害保健福祉推進室 TEL 222-4161 FAX 251-2940

（１２）避難行動要支援者に対する避難情報の配信

【対 象 者】

「京都市避難行動要支援者名簿」に記載されている方のうち、携帯電話での緊急速報メールの受信ができない方

【内 容】

台風や大雨などによる水害、土砂災害等の発生のおそれがある場合に京都市が発令する避難情報について、事前に登録いただいたご家庭の「固定電話」又は「ファックス」にお届けします

【問合せ・申込先】

行財政局防災危機管理室 TEL 222-3210 FAX 212-6790

（１３）家庭ごみの有料指定袋の無料配布（ごみ処理手数料免除）

【対 象 者】

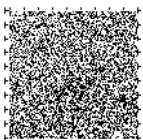
以下のいずれかの条件に該当する方

- ①重度心身障害児者日常生活用具給付等事業の紙おむつ利用者
- ②本市の区域内に居住している在宅腹膜透析患者（申請書に主治医からの腹膜透析患者であることの署名が必要）

【内 容】

京都市家庭ごみ有料指定袋を無料配布（ごみ処理手数料免除）します。

- ①重度心身障害児者日常生活用具給付等事業の紙おむつ利用者
 - ・ 燃やすごみ用 30 リットル、20 リットルのいずれか選択
 - ・ 年間で最大、30 リットルの場合 60 枚、20 リットルの場合 90 枚を免除。
年度途中の申請について、枚数減あり。



②在宅腹膜透析患者

- ・燃やすごみ用 30 リットル、20 リットルのいずれか選択
- ・年間で最大、30 リットルの場合 30 枚、20 リットルの場合 45 枚を免除。
年度途中の申請について、枚数減あり。

【問合せ・申込先】

環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課 TEL 222-3946 FAX 213-0453

☆京都市家庭ごみ有料指定袋についてのお知らせ

京都市では、視覚に障害のある方が家庭ごみ有料指定袋の種類とサイズが区別できるよう、外装袋に識別用の穴を開けています。

(燃やすごみ用 30ℓ袋は左側上部 2 個)

【燃やすごみ用指定袋】

サイズ	穿孔箇所と数
5ℓ袋	外装袋の左側上部 5 個
10ℓ袋	外装袋の左側上部 4 個
20ℓ袋	外装袋の左側上部 1 個
30ℓ袋	外装袋の左側上部 2 個
45ℓ袋	外装袋の左側上部 3 個

【資源ごみ用指定袋】

サイズ	穿孔箇所と数
10ℓ袋	外装袋の左右上部 4 個ずつ計 8 個
20ℓ袋	外装袋の左右上部 1 個ずつ計 2 個
30ℓ袋	外装袋の左右上部 2 個ずつ計 4 個
45ℓ袋	外装袋の左右上部 3 個ずつ計 6 個



(14) 大型ごみ収集の申込み

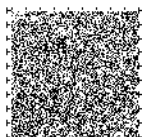
【対象者】

聴覚や音声・言語に障害のある方

【内容】

聴覚や音声・言語に障害のある方が、電話の代わりにファクシミリで、大型ごみ収集の申込みをしていただく制度です。申込時の手続きを簡略化するために、登録制を採用しています。

※ なお、ファクシミリ申込制度に登録いただいている方については、令和 5 年 10 月からインターネットでも申し込むことができるようになりました。インターネット申込みの詳細は、京都市情報館「大型ごみ」のページをご確認ください。



【問合せ・申込先】

- ・環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課（P36 参照）
- ・生活環境美化センター TEL 691-9376 FAX 691-3519
- ・各区役所・支所のエコまちステーション（P36 参照）

（15）ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）

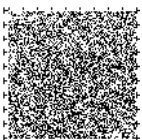
【対象者】

以下のすべての項目に該当する京都市内在住の方

- ・介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用し、かつホームヘルプサービスを利用していること
- ・本人、親族又は近隣者が所定の場所に定期収集ごみを持ち出すことが困難な世帯
- ・障害のある方、65 歳以上の方、又は同様の方のみで同居している世帯

【内容】

ごみ出しが困難な方への生活支援として、ご自宅の玄関先までごみの回収に伺います。また、ごみが排出されていない場合は、登録された連絡先へ電話する等、対象者の安否確認を行います。



【問合せ先】

各区役所・支所のエコまちステーション、まち美化事務所又は環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

名 称	T E L	F A X
まち美化推進課	222-3952	213-4961
北エコまちステーション	366-0155	366-1372
上京エコまちステーション	366-0776	366-1373
左京エコまちステーション	366-0821	366-1374
中京エコまちステーション	366-0180	366-1375
東山エコまちステーション	366-0182	366-1376
山科エコまちステーション	366-0184	366-1377
下京エコまちステーション	366-0186	366-1378
南エコまちステーション	366-0188	366-1379
右京エコまちステーション	366-0190	366-1380
西京エコまちステーション	366-0192	366-1381
洛西エコまちステーション	366-0194	366-1382
伏見エコまちステーション	366-0196	366-1383
深草エコまちステーション	366-0198	366-1384
醍醐エコまちステーション	366-0311	366-1385
東部まち美化事務所（北区、上京区、左京区を担当）	722-4345	702-6908
山科まち美化事務所（山科区、伏見区醍醐区域を担当）	573-2457	573-6271
南部まち美化事務所（東山区、下京区、南区を担当）	681-0456	681-8294
西部まち美化事務所（中京区、右京区を担当）	882-5787	882-5647
西京まち美化事務所（西京区を担当）	391-5983	393-4047
伏見まち美化事務所（伏見区の醍醐区域以外を担当）	601-7161	622-1746

